

2. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・当事者である子どもの意見聴取については、こども家庭センター（児童相談所）の職員等が施設へ訪問する等により実施。
- ・里親委託児童を対象とした権利ノート（小学生以下及び中学生以上を対象とした2種類）を作成し、対象児童へ配布のうえ内容を説明。
- ・一時保護所入所児童に対し、毎月アンケートを実施し、必要に応じて、児童の意見等に対するフィードバックを実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・一時保護中の子どもより希望があれば、意見表明支援員（弁護士）を派遣し、児童が希望する場合は意見表明支援員からこども家庭センター等に対して意見を伝達。
- ・里親委託・施設入所等の措置を決定する場合は、児童福祉司・児童心理司等が子どもの意見を聴取のうえ、その内容を考慮して援助方針を検討。

②課題

- ・意見表明支援事業について、里親等委託・施設入所児童が対象となっていない。
- ・こどもの権利擁護に関する取組の認知度・理解度・満足度の把握ができていない。

③取組方針

- ・意見表明支援事業の対象について、里親等委託児童・施設入所児童へ拡大。
- ・こどもの権利擁護に関する取組の認知度・理解度・満足度についての調査の実施。

【参考】評価のための指標

- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

3. 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県を取組

(1)市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・現行計画策定時、母子保健部門を担う子育て世代包括支援センターと、児童福祉部門を担う子ども家庭総合支援拠点の設置が求められており、それぞれの取組み目標を設定。
- ・子育て世代包括支援センターについて、区の子育てネットワーク連絡会の構成員に保育所・児童館・医療機関を入れ、関係機関との連携強化に努めている。また、保健師・母子保健コーディネーターに対する研修・事例検討を実施し、支援技術向上に努めている。
- ・子ども家庭総合支援拠点について、各区役所に1名ずつ虐待対応係長を配置したほか、新任職員に対するロールプレイングを交えた研修の実施や、警察との連携など体制強化を行っている。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・R6年度より、全ての区役所にこども家庭センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図っている。なお、本市では他都市に先駆けて平成14年2月に母子保健・児童福祉の両機能を兼ね備えた、区こども家庭支援室を設置しており、同支援室が「こども家庭センター」の機能を引き続き担う。
- ・区職員と児童相談所職員が共に研修に参加するなど、両者の専門性の理解を深める取組みを行っている。
- ・要保護児童対策地域協議会調整担当者への研修を実施し、区の職員向けに専門研修を実施している。

②課題

- ・子ども家庭総合支援拠点については、人口規模に応じて専門的な技能を持つ職員（心理担当支援員）の配置が求められているが、本市はその条件を満たしていない。（区における心理職の業務については、児童相談所の児童心理司が担っており、子ども家庭総合支援拠点としての機能を発揮できる体制をとっている。）

③取組方針

- ・こども家庭センターの設置数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

【参考】評価のための指標

- ・こども家庭センターの設置数
- ・各区こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

(2)市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・小さな子どもをもつ子育て世帯を対象に、養育支援ヘルパー派遣事業、子育て短期支援事業(子育てリフレッシュステイ事業)、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施。

II 現行計画にない新たな取組み

- ・不適切な養育状態にある家庭など虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に対して、養育支援ヘルパー派遣事業を実施している。児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭も同事業の対象としており、家庭養育を支援する事業の一つとなっている
- ・産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施し、妊産婦の育児ストレスや子育てに対する強い不安や孤立感の解消等の負担軽減を図っている。また、R5年度まではホームヘルプサービス事業の利用を児童が1歳になるまでの間で上限10回までとしていたが、R6年度より利用期間を児童が2歳まで緩和し、上限回数も20回まで拡充するなど制度の充実を図っている。
- ・ヤングケアラーの支援について、相談窓口を設置している福祉局と連携し、ヤングケアラーのいる世帯に対してヘルパー派遣事業を実施し、早期の支援に努めている。
- ・児童館にチーフアドバイザーを配置し、子育てに悩み、養育の相談を聞ける体制を強化している。

②課題

- ・子育て短期事業への里親の活用に向けた検討が進んでいない。

③取組方針

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

【参考】評価のための指標

- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

① 現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・市内に児童家庭支援センターを3箇所設置しているが、市中央部と北部に位置し施設配置に偏りがあったため、R5年度に市東部に1箇所増設。
- ・各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、技術的助言やその他必要な支援を行っている。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・R6年6月時点で市内4ヶ所に設置済み。R6年度には西部地域への5ヶ所目の設置を予定している。
- ・全ての児童家庭支援センターを里親支援機関として指定しており、里親支援を行っているほか、各区要対協への参加・助言の実施や、虐待防止等を目的として児童相談所から委託している被虐待児地域見守り支援事業の件数を増やすなど、活用を進めている。

② 課題

- ・児童家庭支援センターには、児童相談所からの在宅指導措置委託などハイリスク家庭を支援する役割が期待されるため、センター同士の事例の共有や児童相談所との連携強化などさらなる専門性の向上が求められる。

③ 取組方針

- ・児童家庭支援センターの設置数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

- ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数 単位：人月

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
341	375	413	454	500

【参考】評価のための指標

- ・児童家庭支援センターの設置数
- ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数

4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・新設項目のため、現行計画に記載なし

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・令和3年度より予期せぬ妊娠SOS相談事業を実施し、24時間365日の相談体制を構築することで、様々な問題を抱えている方の孤立や悩みの深刻化を防ぎ、虐待の未然防止に努めている。
- ・令和4年度より市内1か所で妊産婦等生活援助事業を実施し、予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うことで、妊産婦の孤立を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図っている。
- ・妊娠届出時に看護職が全数面接を実施し、特定妊婦等支援が必要な方を早期に把握することで、保健師等が妊娠期から訪問・面談・電話で支援を行い、さらに必要に応じて関係機関連携を行うことで、妊娠期より安心・安全な出産ができるように切れ目のない支援に努めている。
- ・妊娠・出産・産後のサービスの充実を図っている。

【主なサービス】

妊産婦健診、妊娠出産子育て寄り添い支援事業、妊婦訪問支援事業、産前産後ホームヘルプ事業、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診等

- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修を実施し、職員の資質の向上に努めている。実施回数2回/年程度
- ・市内の母子生活支援施設数は7か所。
- ・市内の助産施設数は4か所。

②課題

- ・0歳児虐待死を防ぐために、様々な問題を抱えている方の相談窓口の周知を積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・引き続き、妊娠出産子育て期の切れ目のない支援の充実を図る必要がある。
- ・特定妊婦等支援が必要な妊産婦が抱える問題は複雑であり、対応する専門職の資質の向上が必要である。

③取組方針

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

- ・助産施設の設置数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

【参考】評価のための指標

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数

5. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

別紙参照

6. 一時保護改革に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・令和5年2月に新施設へ移転し、児童の居室をユニット化する等の環境改善を実施するとともに、夜勤体制の強化のために職員を増員。
- ・令和3年度に一時保護所の第三者評価を実施（令和6年度にも実施予定）。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・一時保護所の児童の居室をユニット化するるとともに、各ユニットに児童の個室を設けて、児童が一人で自由に過ごすことのできる環境を整備。
- ・一時保護所の入所児童に毎月アンケートを実施するとともに、児童の希望があれば意見表明支援員を派遣し、必要に応じて児童の意見に対するフィードバックを実施。

②課題

- ・一時保護委託ができる里親やファミリーホームが限られており、一時保護委託先は乳児院や児童養護施設等が多くなっている。
- ・市内に一時保護所以外の一時保護専用施設はなく、一時保護中の児童の通学支援等が十分にできていない。

③取組方針

- ・一時保護施設の定員数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
50名	50名	50名	50名	50名

- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
44箇所	49箇所	54箇所	59箇所	64箇所

- ・第三者評価を実施している一時保護施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【参考】評価のための指標

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率